

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日  
たるときは、  
その翌日)

## 目 次

### ◇ 規 則

鳥取県立二十一世紀の森管理規則

鳥取県林業改良指導員資格試験条例施行規則

職員  
職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規  
則

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規  
則の一部を改正する規則

鳥取県営駐車場の管理に関する規則の一部を改正する規  
則

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

### ◇ 企 業 管 理 規 程

鳥取県営皆生温泉公園の管理に関する規程の一部を  
改正する企業管理規程

## 規 則

鳥取県立二十一世紀の森管理規則をここに公布する。

昭和六十年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第九号

#### 鳥取県立二十一世紀の森管理規則

#### (趣旨)

第一条 この規則は、鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条  
例（昭和六十年三月鳥取県条例第三号）の規定に基づき、鳥取県立二十  
一世紀の森（以下「二十一世紀の森」という。）の管理に関する事項を  
定めるものとする。

#### (利用時間)

第二条 二十一世紀の森の利用時間は、午前九時から午後四時三十分まで  
とする。ただし、林業技術工芸実習館（以下「実習館」という。）の土  
曜日の利用時間は、午前九時から正午までとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、  
臨時に利用時間を変更することができる。

3 知事は、前項の規定により利用時間を変更するときは、あらかじめそ  
の旨を掲示するものとする。

#### (休園日)

第三条 二十一世紀の森の休園日は、一月一日から同月四日まで及び十二  
月二十八日から同月三十一までの日とする。ただし、次の表の上欄に掲  
げる施設については、それぞれ当該下欄に定める日についても休園日と  
する。

実 習 館	日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
森林学習展示館	月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日であるときは、その翌日）

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休園し、又は休園日に開園することができる。

3 前条第三項の規定は、前項の規定により臨時に休園し、又は休園日に開園する場合に準用する。

(行為の制限等)

第四条 二十一世紀の森においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 二十一世紀の森の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
  - 二 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
  - 三 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
  - 四 土石、竹木等の物件を堆積すること。
  - 五 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
  - 六 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
  - 七 たき火をすること。
  - 八 立入禁止区域内に立ち入ること。
  - 九 知事が指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること。
  - 十 はり紙、はり札その他の広告物を設置すること。
  - 十一 その他知事が定める行為
- 2 知事は、前項の規定に違反するおそれのある者に対しては、二十一世紀の森への入園を拒むことができる。

(利用の禁止又は制限)

第五条 知事は、災害等により二十一世紀の森の利用が危険であると認められる場合又は二十一世紀の森に関する工事のためやむを得ないと認める場合においては、二十一世紀の森を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、二十一世紀の森の利用を禁止し、又は制限することができる。

(監督)

第六条 知事は、二十一世紀の森の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、二十一世紀の森の利用者に対し、必要な指示をすることができる。

第七条 知事は、二十一世紀の森の利用者が第四条第一項の規定に違反し、又は前条の規定による指示に従わなかつたときは、その者に対し、行為の中止、原状回復又は二十一世紀の森からの退去を命ずることができる。

(実習館の利用)

第八条 実習館を利用しようとする者は、様式第一号による利用申込書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、実習館の利用の許可をしたときは、様式第二号による利用許可書を交付するものとする。

3 知事は、実習館の利用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該許可を取り消すことができる。

- 一 許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- 二 第六条の規定による指示に従わないとき。
- 三 その他実習館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

とき。

(雑則)

第九条 この規則に定めるもののほか、二十一世紀の森の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

様式第1号 (第8条関係)

林業技術工芸実習館利用申込書

職 氏 名 殿  
年 月 日

郵便番号

住 所

氏 名

㊦

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

次のとおり林業技術工芸実習館を利用したいので、申し込みます。

利 用 目 的	
利 用 施 設	大研修室・研修室・実技訓練室
利 用 機 具	木工ろくろ・電気のかこ・帯のか盤・丸のか盤・超仕上げカンナ盤・電気カンナ・電気ドリル
利 用 期 間	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 ま で
利用予定人員	人
利 用 責 任 者	住 所
	氏 名
備 考	(電話 )

様式第2号 (第8条関係)

林業技術工芸実習館利用許可書

住所氏名 年 月 日 殿

職 氏 名 回

次のとおり林業技術工芸実習館の利用を許可します。

利用目的	
利用施設	大研修室・研修室・実技訓練室
利用機具	木工ろくろ・電気のと・帯のと盤・丸のと盤・超仕上カンナ盤・電気カンナ・電気ドリル
利用期間	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
備考	

鳥取県林業改良指導員資格試験条例施行規則をここに公布する。

昭和六十年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十号

鳥取県林業改良指導員資格試験条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、鳥取県林業改良指導員資格試験条例(昭和三十三年四月鳥取県条例第十一号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(受験手続)

第二条 林業改良指導員資格試験を受けようとする者(以下「受験者」という。)は、受験願書(様式第一号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 履歴書(様式第二号)
- 二 受験資格を有する者であることを証明する書類

(筆記試験の方法)

第三条 条例第三條第二項に規定する筆記試験の必須項目及び選択項目は、別表のとおりとし、受験者は、選択項目のうちから一項目を選択するものとする。

(合格証書)

第四条 条例第六條第一項に規定する合格証書は、様式第三号のとおりと

する。

附 則

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

別表(第三条関係)

必須項目	林業一般(林業経営、造林、森林保護、森林機能保全、林産、特用林産及び林業機械に関する基礎的知識) 普及方法
選択項目	森林保護 森林機能保全 林産 特用林産 林業機械

様式第1号(第2条関係)

受 験 願 書

職 氏 名 殿

年 月 日

収入証紙  
はり付け欄

林業改良指導員資格試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。

本籍地都道府県名  
郵便番号  
現住所  
連絡先電話番号  
ふりがな氏名

年 月 日生

選 択 項 目	
---------	--

備考 裏面に写真(出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもの、縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさのもの。裏面に氏名を記入すること。)をはり付けること。

様式第2号(第2条関係)

履歴書

本籍地都道府県名  
現住所  
氏名  
年 月 日生

学 歴	卒業又は卒業見込みの年月	卒業 年月	卒業見込み 年月	学校名、学部名及び学 科名	
	勤務期間	年月から	年月まで	勤務先	職務内容
職 歴					

上記のとおり相違ありません。

年 月 日  
氏名

㊟

様式第3号(第4条関係)

第 号  
合 格 証 書

本籍地都道府県名  
氏 名  
年 月 日生

林業改良指導員資格試験に合格したことを証明する

年 月 日  
職 氏 名 団

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十一号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則（昭和五十一年三月鳥取県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「給与」の下に「（臨時に支払われる給与及び三箇月を超える期間ごとに支払われる給与を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第七条中「第十五条第二項第二号の規定」を「第十五条第二項に規定する職員等」に改める。

第九条第一号中「第十五条第八項第三号」を「第十五条第十一項第三号」に改める。

第十一条第二項第一号中「基本手当」の下に「、高年齢求職者給付金」を加え、同項第四号中「第十五条第四項又は第五項」を「第十五条第七項又は第八項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 条例第十五条第五項又は第六項の規定による退職手当（以下「高年齢求職者給付金に相当する退職手当」という。）

第十一条第三項中「第二十条第一項」及び「第三十三条ノ第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第十五条第一項中「第十五条第七項第二号」を「第十五条第十項第二号」に、「同条第八項第一号」を「同条第十一項第一号」に改める。

第十六条第一項中「第十五条第八項第三号」を「第十五条第十一項第三号」に改める。

第十九条の次に次の一条を加える。

（高年齢受給資格者証の交付手続）

第十九条の二 高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者（以下「高年齢受給資格者」という。）は、退職後速やかに管轄公共職業安定所に出頭し、第二十一条第一項において準用する第六条の規定により交付を受けた退職票を提出して求職の申込みをし、当該退職票に求職した旨の証明を受け、これを任命権者に提出しなければならない。

2 任命権者は、前項の規定による退職票の提出を受けたときは、様式第十六号の二による失業者退職手当高年齢受給資格者証（以下「高年齢受給資格者証」という。）を当該高年齢受給資格者に交付しなければならない。

第二十条第一項中「次条」を「次条第二項」に改める。

第二十一条中「第十五条第四項又は第五項」を「第十五条第七項又は第八項」に、「第十五条第四項」を「第十五条第七項」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第六条、第十一条第二項、第十三条第一項、第二項及び第四項並びに第十七条から第十九条までの規定は、高年齢求職者給付金に相当する退

職手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「条例第十五条第一項又は第三項」とあるのは「条例第十五条第五項又は第六項」と、「基本手当」とあるのは「高年齢求職者給付金」と、「受給資格者」とあるのは「高年齢受給資格者」と、「条例第十五条第一項」とあるのは「条例第十五条第五項」と、「様式第十号による失業証明書」とあるのは「様式第十七号の二による高年齢受給資格者失業証明書」と、「受給資格者証」とあるのは「高年齢受給資格者証」と、「条例第十五条第一項に規定する期間内」とあるのは「当該退職票、高年齢受給資格者証又は在职票に係る退職の日の翌日から起算して六箇月を経過する日までに、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けることなく」と読み替えるものとする。

第二十一条の次に次の一条を加える。

(高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給手続等)

第二十一条の二 高年齢求職者給付金に相当する退職手当で条例第十五条第五項の規定によるものは、当該高年齢受給資格者が第十九条の二第一項の規定による求職の申込みをした日から起算して、雇用保険法第三十条に規定する期間及び待期日数に等しい失業の日数を経過した後支給する。

2 高年齢受給資格者が高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、条例第十五条第五項の規定による退職手当に係る場合にあつては前条第一項において準用する第十三条第二項の規定による失業の認定を受けた後に、条例第十五条第六項の規定による退職手当に係る場合にあつては第十九条の二第一項の規定による求職の申込みをした後に、管轄公共職業安定所の長が指定する失業の証明を受けるべ

き日に管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、高年齢受給資格者失業証明書により失業の証明を受け、支給申請書に当該失業証明書及び高年齢受給資格者証を添えて任命権者に提出しなければならない。

3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第二十条第一項若しくは第二項に規定する期間内に、又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が同法第三十三条ノ第一項若しくは第二項に規定する期間内に高年齢受給資格者となつた場合においては、当該基本手当又は失業保険金の支給を受けることができる日数(条例第十五条第五項の規定による退職手当に係る高年齢受給資格者にあつては、その日数に待期日数を加えた日数)に等しい失業の日数を経過した後高年齢求職者給付金に相当する退職手当を支給する。

第二十二条第一項中「第十五条第四項」を「第十五条第七項」に改め、同条第二項中「第十五条第四項」を「第十五条第七項」に、「第二十一条を「第二十一条第二項」に、「に規定する」を「の規定による」に、「受けた後」を「受けた後に」に、「第十五条第五項」を「第十五条第八項」に改め、同条第三項中「第二十条第一項」及び「第三十三条ノ第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「第十五条第四項」を「第十五条第七項」に改める。

第二十三条の見出し中「常用就職支度金」を「再就職手当」に改め、同条第一項中「第十五条第十一項」を「第十五条第十四項」に、「同条第八項第四号」を「同条第十一項第三号の二」に改め、「受けようとするときは」の下に「同項第三号の二の規定による退職手当にあつては様式第十八号の二による再就職手当相当退職手当支給申請書に」を加える。



様式第三号中  

A・B×120/100	円	A・B×
-------------	---	------

110/100 円 となる。

様式第五号(裏面)中  

受給資格区分 ⑨	(A) 一般受給資格
	(B) 特例受給資格

受給資格区分  

(A) 一般受給資格	となる。回覧式(裏面)備考の
(B) 高年齢受給資格	
(C) 特例受給資格	

回覧式の記載内容のうち「同法第38条第1項各号のいずれかに該当する者は(B)欄に」と「同法第37条の2第1項に該当する者は(B)欄に、同法第38条第1項各号のいずれかに該当する者は(C)欄に」となる。

様式第十一号中「第十五条」と「第十五条、第二十一条の二」と

「(特例)受給資格者証番号」と「(高年齢・特例)受給資格者証番号」と「基本手当」と

「(特例一時金)」と「基本手当(高年齢求職者給付金・特例一時金)」と

なる。回覧式備考のうち「受給資格者証」と「受給資格者証、高年齢受給資格者証」となる。

様式第十六号(裏面)備考2の(5)を削り、回覧式(裏面)備考2の(6)中「国家公務員共済組合法」と「国家公務員等共済組合法」となる。回覧式

(裏面)備考2中(6)を(5)とし、(7)から(9)までを(6)から(8)までとし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第十六号の二 (第十九条の二関係)

様式第十七号の次に次の一様式を加える。

		失業者退職手当高年齢受給資格者証		番 号	
高年齢受給資格者	氏 名			男・女	年 齢 満 歳
	住所又は居所				
求 職 年 月 日	年 月 日	受 給 期 限 日	年 月 日		
待 期 満 了 年 月 日	年 月 日	基 本 手 当 (日 額)	等 級 円		
失 業 の 証 明 日		年 月 日			
任命権者の職氏名及び印		印			
交 付 年 月 日	年 月 日				
月・日	高年齢求職者給付金支給日数	支 給 金 額	摘 要	取扱者印	
・					
・					
・					
・					
・					
・					

(第1面)

備考

- この証は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから表面に書かれている受給期限日までは大切に保管すること。もし、この証を無くしたり又は損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けること。
- 高年齢受給資格者は、待期日数の経過後速やかに管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、高年齢受給資格者失業証明書にこの証を添えて提出した上、待期日数の間における失業の証明を受け、当該高年齢受給資格者失業証明書及びこの証を任命権者に提出すること。
- 高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、管轄公共職業安定所の長が指定する失業証明日に管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、高年齢受給資格者失業証明書により失業の証明を受け、失業者退職手当支給申請書に当該高年齢受給資格者失業証明書及びこの証を添えて任命権者に提出すること。
- 偽りその他不正の行為によつて高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けたり、又は受けようとしたときは、以後高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けることができなくなるほか、その返還と一定の金額の納付を命ぜられ、又は処罰される場合がある。
- 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、直ちに任命権者に届書を提出すること。

(第2面)



## (裏面)

## 備考

- 1 この証明書は、失業の証明を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかつたり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 3 「失業の証明を受けようとする期間」とは、前回の安定所に出頭した日から証明日（この証明書を提出する日）までの期間をいう。
- 4 ①欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になつた場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合又は日雇労働者として臨時に労働したり家業に従事した場合をいう。なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものである。
- 5 ②欄のイに○印を付けた人は、例えば「○月○日、知人に紹介されて機械工を求めている○○会社へ面接に行つたが、賃金が低いので断つた」などと、具体的に記載すること。
- 6 ③欄のロの(※)その他に○印を付けた人は、安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を（ ）の中に具体的に記載すること。
- 7 ※印欄には、記載しないこと。

様式第十八号(裏面)備考2中「受給した金額」を「受給した金額の返還」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

様式第十八号の二 (第二十三条関係)

再就職手当相当退職手当支給申請書			
① 申請者	氏 名	生年月日	明治 大正 昭和 年 月 日
	住所又は居所		
② 就職先の 事業所	名 称	事業所番号	
	所 在 地		
	事業の種類		
③ 雇入年月日	年 月 日	④ 採用内定年月日	年 月 日
⑤ 職 種		⑥ 雇 用 期 間	
⑦ 上記の記載事実誤りのないことを証明する。			
年 月 日		事業主氏名 <span style="float: right;">㊟</span>	
⑧ ③の日前3年間における再就職手当又は常用就職支度金に相当する退職手当の受給の有無	イ 再就職手当又は常用就職支度金に相当する退職手当を受給したことがある。		
	ロ 再就職手当に相当する退職手当及び常用就職支度金に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。		
上記の者は、雇用保険法第56条の2第1項の規定に該当する者であることを証明する。			
年 月 日		公共職業安定所長 <span style="float: right;">㊟</span>	
職員の退職手当の支給に関する規則第23条第1項の規定により上記のとおり再就職手当に相当する退職手当の支給を申請します。			
年 月 日		申請者氏名 <span style="float: right;">㊟</span>	
任命権者 殿			
※基本手当日額	※支給決定額 (基本手当日額×雇用保険法施行規則第82条の3の規定による数)	※決定年月日	番 号
円	円	年 月 日	第 号
決 裁 者	合 議	主 査	

備考

- 1 この申請書は、③欄に記載した雇入れの日の翌日から起算して1箇月以内に、任命権者に提出すること。  
なお、期限内に提出できないときは、特別の事情があると認められない限り受理されないこと。
- 2 この申請書には、受給資格者証を添えて提出すること。
- 3 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 4 ⑧欄は、該当する記号を○で囲むこと。
- 5 この申請書には、管轄公共職業安定所長の証明を受けること。
- 6 ※印欄には、記載しないこと。

様式第十九号中

所在地	名 称
所在地	名 称

事業所番号	⑤ ⑤の日前3年間に おける常用就職支 金の受給の有無	イ 常用就 ロ 常用就
-------	-----------------------------------	----------------

⑤ ⑤の日前3年間に おける再就職手当又 は常用就職支度金に 相当する退職手当の 受給の有無	イ 職 ロ 支
--	------------

職支度金を受給したことがある。  
職支度金を受給したことがない。

再就職手当又は常用就職支度金に相当する退  
手当を受給したことがある。

再就職手当に相当する退職手当及び常用就職  
支度金に相当する退職手当のいずれも受給した  
ことがない。

に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和六十年三月鳥取県条例第四号。以下「改正条例」という。）附則第七項に規定する退職手当の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 改正条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第十五条第五項若しくは第六項の規定又は改正条例附則第五項中「施行日以後」とあるのを「昭和五十九年八月一日以後」と読み替えて同項の規定を適用するとしたならばこれらの規定による退職手当を受けることとなる者 当該規定を適用するとしたならば受けることとなる退職手当の額と改正条例附則第二項から第四項まで及び第六項の規定により受ける退職手当の額とのいずれか多い額

二 前号に掲げる者以外の者 新条例第十五条の規定を適用するとしたならば受けることとなる退職手当の額と改正条例附則第二項から第四項まで及び第六項の規定により受ける退職手当の額とのいずれか多い額

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十二号

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

（鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正）

第一条 鳥取県立岩井長者寮管理規則（昭和三十九年九月鳥取県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表の表の小居室のC十階層の項中

八四、二四〇円

八三、二四〇

円 を

八五、六四〇円

八四、六四〇円

に改め、同表の大居室の

C十階層の項中

八五、二四〇円

八四、二四〇円

を 八六、六四

〇円

八五、六四〇円

に改める。

(鳥取県立福原荘管理規則の一部改正)

第二条 鳥取県立福原荘管理規則(昭和五十七年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表の表の小居室のC十階層の項中

八四、二四〇円

八三、二四〇

円 を

八五、六四〇円

八四、六四〇円

に改め、同表の大居室の

C十階層の項中

八五、二四〇円

八四、二四〇円

を 八六、六四

〇円

八五、六四〇円

に改める。

附 則

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

鳥取県営駐車場の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十三号

鳥取県営駐車場の管理に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県営駐車場の管理に関する規則(昭和四十六年十一月鳥取県規則第八十七号)の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

普通駐車料金	一回一時間(二時間未満の端数は、一時間とする。)につき一〇〇円
定期駐車料金	一月につき六、〇〇〇円

様式第一号中「500円」を「1,000円」に、「50円」を「100円」に改める。

附 則

- この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。
- 改正前の鳥取県営駐車場の管理に関する規則の規定に基づき昭和六十年四月一日(以下「施行日」という。)前に発行した回数駐車券を所持している者は、施行日以後においても、その券面に記載された金額に相当する額の普通駐車料金を納付した者として駐車場を利用することがで

きる。

3 改正後の鳥取県営駐車場の管理に関する規則別表の規定は、施行日後に発行する定期駐車券に係る定期駐車料金について適用し、施行日前に発行した定期駐車券に係る定期駐車料金については、なお従前の例による。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十四号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一一号(8)中「鳥取県繭検定所手数料条例」を「鳥取県繭検定手数料等徴収条例」に改める。

附 則

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

企業管理規程

鳥取県営皆生温泉公園の管理に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和六十年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県企業管理規程第一号

鳥取県営皆生温泉公園の管理に関する規程の一部を改正する企業管理規程

鳥取県営皆生温泉公園の管理に関する規程(昭和五十五年十月鳥取県企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第十一条を第十二条とし、第十条中「第七条」を「第九条第一項」に改め、同条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条第二項中「様式第三号」を「様式第四号」に改め、同条第三項中「様式第四号」を「様式第五号」に改め、同条を第八条とし、第六条第二項中「様式第二号」を「様式第三号」に改め、同条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(回数券の発行)

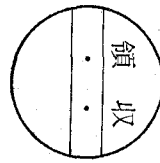
第六条 知事は、別表の上欄に掲げる区分に係る料金については、前条第二項に規定する利用券に替えて様式第二号による回数券を発行することができる。

2 回数券により徴収する場合の料金の額は、別表のとおりとする。  
附則の次に次の別表を加える。





- (1) プール及びテニスコート以外の施設……遊園施設
- (2) プール…………… プール(温水)  
 プール(冷水)
- (3) テニスコート…………… テニス(夜間照明)
- 4 施設利用回数券に使用する領収印の印章は、下記のとおりとする。



直径2センチメートル

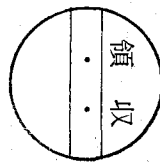
その2 遊具利用回数券

<p>№ <input type="checkbox"/> 遊具利用回数券 ( )</p> <p>年 月 日</p> <p>¥</p>	<p>№ <input type="checkbox"/> 皆生温泉公園遊具利用回数券 ( )</p> <p>年 月 日</p> <p>¥</p> <p>鳥取県営皆生温泉公園</p>
---	---

- 1 この券に領収印の無いもの及び切り離したものは、使えません。
- 2 利用の心得や係員の指示を必ず守ってください。

備考

- 1 遊具利用回数券は、11枚を1つづりとし、「( )」欄に1から11までの番号を記入する。
- 2 「( )」欄は、遊具の種類を記入する。
- 3 遊具利用回数券に使用する領収印の印章は、下記のとおりとする。



直径2センチメートル

取 扱

この企業管理規程は、昭和六十年四月一日から施行する。